

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 埼玉県
（氏名） A

上記被審人に対する令和4年度（判）第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金309万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年8月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年6月16日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所JASDAQ市場（同取引所による市場区分見直しにより令和4年4月4日付けでスタンダード市場へ移行）に上場されていた株式会社スパンクリートコーポレーションの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和2年7月29日午後1時54分頃から同年8月25日午後0時38分頃までの間、19取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社、C証券株式会社、D証券株式会社、E証券株式会社及びF証券株式会社を介し、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に対し買い注文を発注して対当させたりする方法により、同株式合計6万8300株を買い付ける一方、同株式合計4万6000株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、46,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量68,300株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（300円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量9,800株を加えた78,100株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（46,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：14,348,800円）

－（有価証券の買付け等の価額：14,037,700円）
＝311,100円

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(78,100株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(46,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(400円)に当該超える数量32,100株(買付け等の数量78,100株－売付け等の数量46,000株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

(a : 12,840,000円) － (b : 10,059,700円)
＝2,780,300円

の合計額3,091,400円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、3,090,000円となる。

(別表)

(単位：株)

違反行為期間	証券会社	売買株数	
		売付	買付
令和2年7月29日 (午後1時54分46秒から)	B証券	0	2,700
	C証券	2,700	0
令和2年7月30日	B証券	3,000	13,200
	C証券	3,800	3,900
令和2年7月31日	B証券	600	1,800
	C証券	1,600	2,400
令和2年8月3日	B証券	500	1,000
	C証券	600	1,400
令和2年8月4日	B証券	400	700
	C証券	600	800
令和2年8月5日	B証券	700	600
	C証券	700	900
令和2年8月6日	B証券	300	500
	C証券	900	600
令和2年8月7日	B証券	300	500
	C証券	800	700
令和2年8月11日	C証券	100	500
令和2年8月12日	B証券	0	1,000
	C証券	1,100	1,200
令和2年8月13日	B証券	300	3,500
	C証券	2,300	1,400
令和2年8月14日	B証券	800	2,600
	C証券	2,400	2,400
令和2年8月17日	B証券	1,000	1,800
	C証券	2,400	2,800
令和2年8月18日	B証券	1,300	1,800
	C証券	3,400	3,600
	E証券	0	200
令和2年8月19日	B証券	300	1,300
	C証券	700	600
令和2年8月20日	B証券	300	900
	C証券	1,000	800
令和2年8月21日	B証券	5,400	1,900
	C証券	3,000	2,100
令和2年8月24日	B証券	1,900	1,200
	D証券	0	200
	F証券	0	100
	C証券	700	300
令和2年8月25日 (午後0時38分18秒まで)	B証券	100	3,800
	C証券	0	600
総計		46,000	68,300